



丹篠教総第116号

令和2年7月17日

丹波篠山市監査委員 畑 利清 様

丹波篠山市監査委員 河南 克典 様

丹波篠山市教育長 前川 修哉



平成30年度定期監査結果報告に係る措置状況の報告について

令和2年6月26日付、丹篠監査第24号にて依頼のあった標記の件について、添付のとおり報告します。なお、報告する対象部署は、篠山東部・西部学校給食センター、社会教育課、文化財課、中央図書館、たんば田園交響ホールです。

<連絡先>

教育総務課

担当：中野 悟

TEL552-5709 (内線 805)

### 監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	平成31年1月23日 監査結果報告
対象監査	平成30年度 定期監査
対象部署等	教育委員会 篠山東部・西部学校給食センター
対象事項	意見①施設及び設備の老朽化にともなう改修・更新について
指摘等内容	篠山東部学校給食センターは、平成11年開設後19年が経過しており、篠山西部学校給食センターは平成19年開設後11年が経過している。各種設備については、定期的な保守点検を委託し、良好な状態を維持できるよう対応されているが、施設全般における老朽化にともなう改修・更新について計画的に実施をされたい。
改善措置通知日	令和2年7月17日 改善措置通知
改善措置内容	調理に必要な厨房設備等については、定期的な保守点検を行うとともに年次改修計画に基づき改修・更新を進めています。 施設自体の改修計画は、管財担当部署の指導に基づいて、専門的見地を交えて、長寿命化計画を作成する方向で進めています。
改善措置公表日	令和 <b>2</b> 年 <b>7</b> 月 <b>17</b> 日 改善措置公表

**【留意事項】**

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	平成31年1月23日 監査結果報告
対象監査	平成30年度 定期監査
対象部署等	教育委員会 篠山東部・西部学校給食センター
対象事項	意見②特別給食（除去食）の対応について
指摘等内容	食物アレルギーにより特別（除去）給食の対応をしている園児、児童、生徒は年々増加傾向にあり、現在、篠山東部学校給食センターでは49名（2.5%）、篠山西部学校給食センターでは69名（3.2%）に対し、誤調理、誤配缶、誤食をしないよう除去食の取り扱いに徹底した作業確認を行っている。今後においてアレルギー対策の手順や対応マニュアル等の整理について検討されたい。
改善措置通知日	令和2年7月17日 改善措置通知
改善措置内容	特別給食（除去食）への対応については、丹波篠山市独自でのマニュアルは策定していませんが、文部科学省策定の「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月策定）」および兵庫県教育委員会策定の「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル（平成28年度改訂）」に準じて特別給食を提供するよう努めています。 令和2年4月からは、より安全性の高い、完全除去により対応しており、除去対応方針について作成しました。 今後についても、県下や全国の新たな事例に基づいた対応を行っていく必要があることから、上記対応方針を改訂しつつ、国、県マニュアルにより特別給食を提供します。
改善措置公表日	令和 <b>2</b> 年 <b>7</b> 月 <b>17</b> 日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	平成31年1月23日 監査結果報告
対象監査	平成30年度 定期監査
対象部署等	教育委員会 社会教育課
対象事項	意見一①篠山総合スポーツセンター及び西紀運動公園の施設管理について
指摘等内容	篠山総合スポーツセンター及び西紀運動公園は指定管理者制度を活用し、安心安全な施設運営及びサービスを提供され、市民の健康増進や体力維持向上に貢献し、利用者数、登録者数ともに数値を伸ばしている。しかしながら、両施設共に老朽化が進んできていることから、篠山市公共施設等総合管理計画に基づき計画的な維持修繕を行い、より安心安全な施設運営に努められたい。
改善措置通知日	令和2年7月17日 改善措置通知
改善措置内容	<p>丹波篠山総合スポーツセンターは、昭和55年に兵庫県立丹波総合スポーツセンターとして建設されたのち平成16年に篠山市に移譲され現在に至っており既に40年が経過しておりますが、平成25年度に耐震改修工事が完了し、施設の長寿命化が図れています。</p> <p>また、西紀運動公園は平成16年の供用開始から16年が経過しており、随時施設の修繕を実施しているところです。</p> <p>両施設ともに指定管理による運営で利用者数も増加し、今後も安定して利用できるよう維持管理することが望まれており、突発的な故障などを除き、定期的な点検により故障などを未然に防ぐとともに、丹波篠山市公共施設等総合管理計画及び丹波篠山市公共施設寿命化指針等に基づき、計画的な維持修繕による施設運営に努めています。</p> <p>「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき、各インフラの管理者である各地方公共団体は令和2年度までに「個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）」を策定することとなっており、令和2年度において、両施設の個別施設計画の策定が完了しました。</p> <p>今後は、個別施設計画に基づく計画的な点検及び維持修繕を実施し、安定的な施設運営に努めていきます。</p>
改善措置公表日	令和 <b>2</b> 年 <b>7</b> 月 <b>17</b> 日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	平成31年1月23日 監査結果報告
対象監査	平成30年度 定期監査
対象部署等	教育委員会 文化財課
対象事項	意見一①歴史施設4館（篠山城大書院、歴史美術館、青山歴史村、武家屋敷安間家史料館）の施設管理について
指摘等内容	歴史施設4館（篠山城大書院、歴史美術館、青山歴史村、武家屋敷安間家史料館）について篠山城大書院を除く3施設は江戸時代から明治にかけての歴史的建造物を活用した施設であり、建物の老朽化が進んでいる。また、篠山城大書院は平成12年に再建され18年が経過しており、約10年後には大規模な改修を行う必要があることから、財政的な負担を軽減、平準化するとともに計画的な改修に努められたい。
改善措置通知日	令和2年7月17日 改善措置通知
改善措置内容	<p>青山歴史村内には長屋門、版木館、桂園舎、古文書館1号館、古文書館2号館があり、それぞれ江戸から明治期にかけての創建で、老朽化が進んでいたため、平成29年度から令和元年度にかけて国庫補助金を活用し大規模な修理を行いました。平成29年度に長屋門の茅葺屋根修理、平成30年度に桂園舎の屋根及び外壁修理等、令和元年度に版木館、古文書館1号館及び2号館の屋根、外壁及び基礎修理等を実施しています。</p> <p>安間家史料館は江戸後期の創建の武家住宅を活用した施設であり、平成7年の開館の前年に大規模修理を行いました。茅葺屋根の老朽化が進行していたため、平成26年度に国庫補助金を活用し、屋根の修理を実施しています。今後については、修理後の経過を見ながら、特に消耗が早い茅葺屋根の状態を随時確認し、国庫補助金を活用しながら計画的に修理を行います。</p> <p>歴史美術館は明治期の裁判所を活用した施設であり、昭和57年の開館の前年に改修されていますが、以降大規模修理は行っていません。市指定文化財であるため、現状では活用できる国庫補助金はありませんが、令和2年度策定予定の文化財保存活用地域計画により地域創生交付金が活用できる可能性があるため、大規模修理に向けて調査研究を進めます。</p> <p>篠山城大書院は平成12年3月に完成した復元建築ですが、屋根が柿葺きであり今後全面的な葺き替えが必要となるため、修理の時期と国庫補助金の活用に向けて調査研究を進めます。</p>
改善措置公表日	令和 <b>2</b> 年 <b>7</b> 月 <b>17</b> 日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

### 監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	平成31年1月23日 監査結果報告
対象監査	平成30年度 定期監査
対象部署等	教育委員会 中央図書館
対象事項	意見①中央図書館の維持管理について
指摘等内容	中央図書館は、平成15年度に開館し15年が経過しており、本年度から空調設備熱源改修工事を実施されているが、現在、大雨の際に数カ所雨漏りがしている状況にあり、施設全般における点検が必要となってきた。今後、施設の計画的な改修、修繕に努められたい。
改善措置通知日	令和2年7月17日 改善措置通知
改善措置内容	書架やエントランスホール、会議室などの主要な空間にかかる空調設備（集中管理）については、熱源改修工事として平成31年2月に着手し、令和元年6月に完了している。未改修の事務室や閉架書庫等の空調設備は、部屋毎を個別の機器により管理していることから、悪化の状況によりそれぞれ個別に対応できる。 また、雨漏りの原因となっている屋上防水処理については、令和元年度から令和5年度までの5年計画で修繕を進めている。 なお、丹波篠山市危機管理月間（毎年6月）に実施する点検では、施設全般を細かく丁寧に点検し、そのほか大雨や強風など荒天後にも点検作業を実施し、劣化や悪い症状が進行するものについては専門家に相談のうえ早期対応に努めている。
改善措置公表日	令和 <b>2</b> 年 <b>7</b> 月 <b>17</b> 日 改善措置公表

#### 【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	平成31年1月23日 監査結果報告
対象監査	平成30年度 定期監査
対象部署等	教育委員会 中央図書館
対象事項	意見②市民センター図書コーナーのあり方について
指摘等内容	<p>市民センター図書コーナーは、篠山再生計画（行政改革編）により市民ボランティアによる運営となっており、司書の駐在時間が12時から15時（土・日は13時から15時）と短いことや新刊図書の購入がないなどにより、利用者数が年々減少している。また、市民ボランティアを随時募集しているが年々減少している状況にある。</p> <p>今後、市民センター図書コーナーのあり方について、篠山再生計画の中で検討されたい。</p>
改善措置通知日	令和2年7月17日 改善措置通知
改善措置内容	<p>本年度から司書の駐在時間を3時間から4時間に延長し、児童書約800冊を入れ替えるなど改善し運営を継続しているが、図書の充実が十分ではなく市民ボランティアの減少も深刻な状況になってきている。</p> <p>これらの課題を認識しつつも図書コーナーの存続は市民の強い要望であるため、市民の利便性を考慮した運営体制による図書コーナーの存続に向けて、現在、再生計画ならびに財政の担当部局と協議を行い検討を進めているところである。</p> <p>今後、図書館協議会等の意見や再生計画との調整を図り、次年度以降の運用に係る具体的な方向性を決定していく予定である。</p>
改善措置公表日	令和 <b>2</b> 年 <b>7</b> 月 <b>17</b> 日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	平成31年1月23日 監査結果報告
対象監査	平成30年度 定期監査
対象部署等	教育委員会 たんば田園交響ホール
対象事項	意見-①たんば田園交響ホールの維持管理について
指摘等内容	たんば田園交響ホールは、昭和63年に兵庫県の施設として開館し、平成23年に大規模改修がされた後、兵庫県から篠山市に移譲された。その当時に異常がなく長期間更新していない舞台、音響、照明等の設備機器の改修を今後行っていく必要があるが、高額な修繕費が必要となることから、財政的な負担を軽減、平準化するとともに計画的な改修に努められたい。
改善措置通知日	令和2年7月17日 改善措置通知
改善措置内容	平成22年度の大規模改修以来、機器、躯体等の更新スケジュールを立て、それに基づき進めているところである。 令和元年度 スタインウェイピアノ オーバーホール 令和2年度 館内空調設備改修工事 トイレ改修工事  今年度、新たな長寿命化計画を策定し、80年の維持計画で先を見越した改修計画を提示していく。 今後の主な計画 令和3年度 音響設備更新工事 令和4年度 照明設備更新工事 令和6年度 舞台設備改修工事
改善措置公表日	令和 <b>2</b> 年 <b>7</b> 月 <b>17</b> 日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。



監査結果に対する改善措置通知票

監査結果 報告日	平成31年1月23日 監査結果報告
対象監査	平成30年度 定期監査
対象部署等	教育委員会 たんば田園交響ホール
対象事項	意見②さぎそうホールの管理について
指摘等 内容	篠山再生計画（行財政改革編）において、さぎそうホールの管理運営の見直しとして、経費のかからない運営方法を検討するとされており、現在は、今田中学校の行事等で年間4カ月開館している。平成11年の建築から19年経過し、経年劣化による雨漏り等老朽化が進んでいる。今後は、大規模改修の必要も考えられるが、施設の費用対効果を考慮し施設自体のあり方も含め検討されたい。
改善措置 通知日	令和2年7月17日 改善措置通知
改善措置 内容	現在の不具合は、屋上の防水処理劣化に伴う雨漏りであり、漏水の症状が出る箇所ごとに対処しており、現状の対策が費用対効果を鑑みると最善策であると考え。今後、築25年から30年経過する令和6年ごろから、躯体の老朽化もすすみ大規模改修可否の本格的な検討に入らなければならないと考える。最終的には、大規模改修か閉館による隣接する今田体育館の舞台改修で検討する必要がある、長寿命化計画にもその点を盛り込んで進めていく。
改善措置 公表日	<b>2.7.17</b>

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。